

(平成21年3月18日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認三重地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 8 件

国民年金関係 7 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 17 件

国民年金関係 12 件

厚生年金関係 5 件

三重国民年金 事案 517

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 4 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 4 月から 60 年 3 月まで

申立期間当時、お金のことはすべて夫がしており、同居していた家族の分の国民年金保険料は夫の漁業協同組合の口座から引き落とししていたはずである。申立期間について、夫は納付済みとなっているのに、私、息子及び息子の妻が未納とされていることは納付できない。夫が遅れて納付することはあったとしても、自分一人分だけ納付するということとはあり得ない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、同居していた家族の国民年金保険料については、申立人の夫がすべて納付していたとしているところ、申立人、申立人の息子及びその息子の妻（以下「申立人家族」という。）の国民年金保険料の納付状況をみると、申立期間を除き国民年金加入期間すべて納付されている上、申立人の夫についても、申立期間を含めた国民年金加入期間の保険料はすべて納付されていることから、申立人の夫の納付意欲は高かったものと考えられる。

また、申立人家族及び申立人の夫の国民年金保険料の納付状況から判断して、申立期間及びその翌年度を除き、その前後の国民年金加入期間における納付については、申立人の主張どおり口座引き落としによるものであると推認できること等から、申立内容は基本的に信用できる。

さらに、申立期間は 12 か月と短期間である上、申立期間における申立人の夫の国民年金保険料については、その翌年度に過年度納付されており、口座引き落としではなかったと考えられる申立期間の翌年度についても申立人家族の保険料はすべて納付されていること、申立期間当時経済的に大きな環境の変化は無かったと考えられること等から、申立人家族の申立期間の保険料についても、申立人の夫が納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

三重国民年金 事案 518

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 4 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 4 月から 60 年 3 月まで

申立期間当時、お金のことはすべて父親がしており、同居していた家族の分の国民年金保険料は父親の漁業協同組合の口座から引き落とししていたはずである。申立期間について、父親は納付済みとなっているのに、私、妻及び母親が未納とされていることは納付できない。父親が遅れて納付することはあったとしても、自分一人分だけ納付するということはありません。

また、私は、申立期間の前後は付加保険料を納付しているので、この期間も付加保険料を納付しているはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、同居していた家族の国民年金保険料については、申立人の父親がすべて納付していたとしているところ、申立人、申立人の妻及び申立人の母親（以下「申立人家族」という。）の国民年金保険料の納付状況をみると、申立期間を除き国民年金加入期間すべて納付されている上、申立人の父親についても、申立期間を含めた国民年金加入期間の保険料はすべて納付されていることから、申立人の父親の納付意欲は高かったものと考えられる。

また、申立人家族及び申立人の父親の国民年金保険料の納付状況から判断して、申立期間及びその翌年度を除き、その前後の国民年金加入期間における納付については、申立人の主張どおり口座引き落としによるものであると推認できること等から、申立内容は基本的に信用できる。

さらに、申立期間は 12 か月と短期間である上、申立期間における申立人の父親の国民年金保険料については、その翌年度に過年度納付されており、口

座引き落としではなかったと考えられる申立期間の翌年度についても申立人家族の保険料はすべて納付されていること、申立期間当時経済的に大きな環境の変化は無かったと考えられること等から、申立人家族の申立期間の保険料についても、申立人の父親が納付したと考えるのが自然である。

なお、申立期間の付加保険料を納付していたとする主張については、申立人の父親が付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立期間における申立人の父親の保険料が過年度納付されていることから、申立人の申立期間における付加保険料については納付期限経過により納付できなかったと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 4 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 4 月から 60 年 3 月まで

申立期間当時、お金のことはすべて義父がしており、同居していた家族の分の国民年金保険料は義父の漁業協同組合の口座から引き落ししていたはずである。申立期間について、義父は納付済みとなっているのに、私、夫及び義母が未納とされていることは納付できない。義父が遅れて納付することはあったとしても、自分一人分だけ納付するということはありません。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、同居していた家族の国民年金保険料については、申立人の義父がすべて納付していたとしているところ、申立人、申立人の夫及び義母（以下「申立人家族」という。）の国民年金保険料の納付状況をみると、申立期間を除き国民年金加入期間すべて納付されている上、申立人の義父についても、申立期間を含めた国民年金加入期間の保険料はすべて納付されていることから、申立人の義父の納付意欲は高かったものと考えられる。

また、申立人家族及び申立人の義父の国民年金保険料の納付状況から判断して、申立期間及びその翌年度を除き、その前後の国民年金加入期間における納付については、申立人の主張どおり口座引き落としによるものであると推認できること等から、申立内容は基本的に信用できる。

さらに、申立期間は 12 か月と短期間である上、申立期間における申立人の義父の国民年金保険料については、その翌年度に過年度納付されており、口座引き落としではなかったと考えられる申立期間の翌年度についても申立人家族の保険料はすべて納付されていること、申立期間当時経済的に大きな環境の変化は無かったと考えられること等から、申立人家族の申立期間の保険料についても、申立人の義父が納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年4月から42年2月までの期間及び44年6月から46年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年4月から42年2月まで
② 昭和44年6月から46年3月まで
③ 昭和48年9月から49年12月まで

申立期間の国民年金保険料について、市役所から未納分を一括して納付できるとの通知が届いたので、納付時期や金額はよく覚えていないが、妻と共に一括して保険料を納付した覚えがある。当時、所有地を売却した後だったので保険料には困らなかった。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料を一括納付した時期や金額について明確な記憶は無いが、申立人の長女が生まれてから1年後ぐらいに市から一括納付できる旨の通知が来たように思うとしていることから、第2回特例納付の実施時期（昭和49年1月から50年12月まで実施）と合致している上、申立人の妻の国民年金手帳記号番号は昭和50年12月ごろ払い出されていることから、同月又はそれ以前に申立人の妻の国民年金への加入手続を行い、特例納付により申立人夫婦の保険料を納付することは可能であった。

また、申立人は、一括納付した国民年金保険料は所有地の売却代金の残りにより納付したとしているが、法務局に照会したところ、申立人の主張どおり、申立人は昭和49年1月に所有地を売却していることが確認できることから、申立期間①及び②については、特例納付により保険料を納付したと考えても不自然ではない。

一方、申立期間③については、申立人は、国民年金保険料を一括して納付したのは1回であったとしている上、第2回特例納付により納付することが

可能な期間は昭和 48 年 3 月までの保険料であったこと、及び 48 年 9 月の国民年金加入手続を一括納付した時に行った覚えがあるとしていることから、一括納付の通知が届いた時点では未加入であったことがうかがえることから、特例納付により保険料を納付することが可能だった期間について一括納付したと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 41 年 4 月から 42 年 2 月までの期間及び 44 年 6 月から 46 年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年7月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年7月から49年12月まで

申立期間の国民年金保険料について、市役所から未納分を一括で納付できるとの通知が届いたので、納付時期や金額はよく覚えていないが、夫と共に保険料を一括して納付した覚えがある。当時、夫が所有地を売却した後だったので保険料には困らなかった。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料を一括納付した時期や金額について明確な記憶は無いが、申立人の長女が生まれてから1年後ぐらいに市から一括納付できる旨の通知が来たように思うとしていることから、第2回特例納付の実施時期（昭和49年1月から50年12月まで実施）と合致している上、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和50年12月ごろ払い出されていることから、同月又はそれ以前に申立人の国民年金への加入手続を行い、特例納付により申立人夫婦の保険料を納付することは可能であった。

また、申立人は、一括納付した国民年金保険料は申立人の夫が所有地の売却代金の残りにより納付したとしているが、法務局に照会したところ、申立人の主張どおり、申立人の夫は昭和49年1月に所有地を売却していることが確認できることから、申立期間のうち、43年7月から48年3月までの期間については、特例納付により保険料を納付したと考えても不自然ではない。

一方、申立期間のうち、昭和48年4月から49年12月までの期間については、申立人は、国民年金保険料を一括して納付したのは1回であったとしている上、第2回特例納付により納付することが可能な期間は48年3月までの保険料であったこと、及び一緒に一括納付したとする申立人の夫は48

年9月に国民年金に加入しているが、この加入手続は一括納付の通知が届いた時点で行われていなかったとみられ、それ以前の加入期間（昭和48年3月以前の加入期間）に係る未納保険料を納付したと推認されることから、申立人についても特例納付が可能だった期間について一括納付したと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和43年7月から48年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年8月から2年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年8月から2年3月まで

平成2年4月に、国民年金の加入手続を町役場で行ったところ、担当者から、20歳から現在までの国民年金保険料が未納となっており、今なら納付できる旨の説明を受けた。ある程度まとまった額だったので、役場の前にあった金融機関から現金を引き出し、納付した。その時、領収書をもらったが、その後紛失した。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は8か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間についてすべて国民年金保険料を納付しており、厚生年金保険と国民年金の切替手続も適切に実施していることから、申立人の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は、国民年金の加入手続等について明確に記憶しており、申立人が国民年金保険料を引き出したとする金融機関についても、申立期間当時、役場の前に存在していたなど、その供述に不合理な点はみられない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は平成2年9月11日に払い出されているため、申立期間の国民年金保険料については過年度納付によらなければならないが、役場に照会したところ、申立期間当時、窓口において過年度保険料の納付書を発行していたとしていることから、申立人が申立期間の保険料を過年度納付することは可能であったと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 4 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 6 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月から 39 年 3 月まで

昭和 36 年 3 月に息子が生まれてすぐ離婚したが、その際、母親に勧められて国民年金に加入した。その後は、自宅に集金に来る婦人会の集金人に、何か月分かまとめて納付していた。60 年に家を建て替えた時に書類を捨ててしまったため証明するものは無いが、申立期間だけ未納になっているのは考えられない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の制度発足以降、申立期間を除き、国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付していることから、納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は、昭和 36 年 3 月に息子が生まれた時に国民年金に加入したと主張しているところ、申立人の前後に国民年金手帳記号番号が払い出された国民年金加入者の納付記録から判断すると、申立人の加入手続は国民年金制度の発足時期であると推認できる上、時期は明確でないものの、申立人が居住していた町において婦人会による国民年金保険料の集金が行われていたことも確認できることから、申立内容は基本的に信用できる。

さらに、申立期間の前後の国民年金保険料は納付されている上、申立人に転居等生活環境の変化も無かったと考えられることから、あえて申立期間の国民年金保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における資格取得日は、平成元年6月26日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、平成元年6月及び同年7月は26万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年5月2日から同年8月1日まで
② 平成2年2月16日から同年3月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を受けた。この間はグループ会社間の異動であり、継続して勤務していた。平成元年5月まではグループ内の別会社において加入期間が判明している。申立期間について2年2月以外の給与明細書を添付するので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人が、両申立期間にA社で勤務していたことは、申立人が所持している申立期間①の給与明細書及び申立人の雇用保険加入記録により確認できる。また、当該事業所は平成元年5月24日に法人登記されたことが確認できる。

しかし、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は、平成元年8月1日に新規に厚生年金保険の適用事業所となっているため、申立期間①については、同事業所は厚生年金保険の適用事業所とはされておらず、同事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得した申立人を含む4人は、いずれも同日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、申立人が所持する申立期間①に係る当該事業所が発行した給与明細書を確認したところ、申立期間①について厚生年金保険料が控除され

ているものの、平成元年12月支給分の給与明細書において、当該保険料を返金する旨の記載とともに、控除された申立期間①の保険料が返金処理されていることが確認できることから、事業主による申立期間①における厚生年金保険料の控除があったとは認められない。

一方、当該、控除保険料が返金された事情については、当該事業所は既に解散しているため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について同事業所の元役員二人に照会したところ、「申立期間①については、厚生年金保険料を申立人の給与から控除したものの、厚生年金保険の新規適用に係る手続が間に合わなかったため、平成元年の年末調整に併せて当該保険料を申立人に返した。」と供述している上、当該元役員のうち一人が保管している当該役員自身の給与明細書にもその旨の記載がある。

加えて、「厚生年金保険の新規適用に係る手続が間に合わなかった。」ことについて、B社会保険事務局へ当時の新規適用時における適用の時期の取扱いについて照会したところ、B社会保険事務局管内においては、適用申請があった場合、原則、適用年月日は、「調査を完了した月の翌月1日としている。」との回答があった。また、当該事業所が社会保険関係事務を委託していたC事業所が保管している『健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認並びに標準報酬決定通知書』において、申立人を含む4人全員の届出が平成元年6月26日に社会保険事務所において受け付けられたことが確認できる。さらに、当該事業所は、適用申請時点ですでに法人格を有しており、同時点で適用要件を満たしていることは容易に確認できる状況であったと考えられ、適用日を同年8月1日とすべき特段の理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、当該事業所は平成元年6月26日に適用事業所としての要件を具備したものとして、新規適用にかかる届出を社会保険事務所に行ったにもかかわらず、社会保険事務所の事務手続のルールに基づき、法令に定めるところとは異なる処理を行った結果、申立人の資格取得日が事実と異なる日付（平成元年8月1日資格取得）で記録されたものと認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、『健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認並びに標準報酬決定通知書』において確認できる標準報酬月額から、平成元年6月及び同年7月は26万円とすることが妥当である。

- 2 申立期間②については、前述のとおり、申立人が当該事業所に勤務していたことは確認できるが、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、前述の元役員二人に照会したところ、申立期間②については、当

時の資料は残っておらず、厚生年金保険の適用状況等については覚えていないとの回答があった上、そのうち一人は申立人と同じ平成2年2月に当該事業所において資格喪失し、同年3月に関連会社である、D社において資格取得しているところ、「私自身はそれ（社会保険事務所の記録どおり）でいいと考えている。」と答えている。

さらに、申立人も申立期間②における勤務や厚生年金保険料控除の状況についての記憶は不明確であるとしている上、申立期間②当時に勤務していた上司及び同僚は、元役員二人のみであることから、ほかに申立期間②当時の勤務状況等について確認することはできなかった。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から46年11月までの期間、63年9月から平成9年12月までの期間、10年3月から同年6月までの期間、12年5月及び16年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年4月から46年11月まで
② 昭和63年9月から平成9年12月まで
③ 平成10年3月から同年6月まで
④ 平成12年5月
⑤ 平成16年2月

申立期間①については、A県B市に居住しており、前妻の実家で自営業を営んでいた。国民年金保険料については、中年の女性が集金に来ており、前妻が、私と前妻及び前妻の父母の分も納めていた。

申立期間②から⑤については、再婚後であり、国民年金保険料については、C市役所の窓口、郵便局及び銀行において毎月又はまとめて納付していた。保険料は、ほとんど妻の分と併せて二人分を納付していたので、夫婦のうち片方が納付で、残り片方が未納になることは無い。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の前妻が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い上、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与していないことから、これらの状況が不明である。

また、社会保険庁の記録によると、申立期間①の国民年金加入記録は、平成12年1月に厚生年金保険の加入記録を統合した時に併せて追加されたものである上、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和47年11月に払い出されており、申立期間①当時居住していた市を調査しても、申立期間①当時に申立人が国民年金に加入した形跡は無く、申立期間①は、平成12年1月に国

国民年金の加入記録が追加されるまでは未加入期間であったことから、国民年金保険料を納付することはできなかったこととなる。

さらに、申立人は、申立期間①の国民年金保険料については、申立人の前妻が、申立人の前妻及び前妻の父母の分と一緒に納付していたと主張しているが、申立人の前妻の国民年金手帳記号番号が払い出された年月日は昭和 47 年 8 月 10 日で申立人と離婚した後であるため、申立期間①当時は未加入期間であったと考えられる上、申立人の前妻の父母についても国民年金に加入した形跡が無いことから、申立内容に不合理な点がみられる。

申立期間②及び③について、申立人は、当時C市に居住し、国民年金保険料は申立人の妻の分と併せて市役所、郵便局等で納付したと主張しているが、申立期間②及び③における申立人及び申立人の妻の住所地を調査したところ、申立人の妻はC市に住所を有していたが、申立人はD市に住所を有しており、C市において夫婦二人分の保険料を納付することはできなかったことから、申立内容に不合理な点がみられる。

また、D市の国民年金記録によると、申立人は平成3年8月から11年12月にC市に転出するまでの間不在者とされていることから、申立人はC市に住居を移したものの住所の異動届を適切に実施していなかったものとも考えられる。なお、10年1月、同年2月及び同年7月から12年4月までの期間の保険料については、同年3月から14年4月にかけて過年度納付されていることから、C市に転出した後に納付されたものである。

申立期間④及び⑤については、申立人及び申立人の妻共にC市に住所を有しているが、申立人がC市に住所を異動した平成11年12月以降における夫婦の国民年金保険料の納付状況をみると、申立人は、保険料を申立人の妻の分と一緒に納付していたとしているにもかかわらず、夫婦により納付日が異なる月が多数あり、申立内容に不合理な点がみられる。

また、申立期間④については、社会保険庁の記録によると、平成14年7月にいったん国民年金保険料が納付された形跡はあるものの、時効を経過していたため、時効を直前に控えていた12年6月分に充当されている。

さらに、社会保険庁の記録によると、平成17年2月8日から18年4月にかけて、電話連絡及び自宅訪問等により国民年金保険料の未納分を督促した経過が確認できる上、申立期間⑤直後の16年3月分を時効直前の18年4月17日に納付していることから、申立期間⑤については、時効により納付できなかったものと考えられる。

このほか、申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 7 月から 52 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 7 月から 52 年 9 月まで
申立期間の国民年金保険料については、両親が自分たちの保険料と一緒に納めてくれていたはずなので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 54 年 12 月に払い出されているが、その時点では、申立期間当時は国民年金に未加入であったと推認される上、申立期間について別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 54 年 12 月に、その時点で過年度納付することが可能であった 52 年 10 月から 54 年 3 月までの保険料を過年度納付していることから、申立人の国民年金への加入手続は、同年 12 月ごろに行われ、その時点から保険料の納付を開始したと考えるのが自然である。

さらに、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親から、保険料を納付していたことを示す申立期間当時の「農協経済貯金取引報告書」の写しが提出されているが、当該報告書を分析したところ、国民年金掛金として口座から引き落とされている金額は二人分の保険料額と一致していることから、当該金額は申立人の両親の保険料が引き落とされたものであると考えられる。

加えて、上記報告書以外に、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料は無い上、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重国民年金 事案 526

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 5 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 5 月から 62 年 3 月まで
大学在学中に国民年金保険料の納付書が届いたので、支払わなければならないと思い、納付を始めた。保険料は一回で 9,000 円程度であったと記憶しており、住民票はA県B町に移していたため、C市では納付していない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い上、申立人は、国民年金への加入手続、国民年金保険料の納付方法等の記憶が明確でなく、納付状況等が不明である。

また、申立人は、大学在学中に国民年金保険料の納付書が届いたので、納付を続けていたと主張しているが、申立人が記憶している保険料は申立期間当時の保険料額と相違している上、申立人は、昭和 59 年 10 月までC市に住所を有していたことから、申立期間のうち、同年 5 月から同年 10 月まではA県B町において国民年金への加入手続を行うことはできず、社会保険事務所及びB町を調査しても、申立期間に国民年金に加入した形跡は無く、申立期間は未加入期間であるため、国民年金保険料を納付できなかったこととなる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成元年 4 月に転入したC市において払い出されているが、申立期間において申立人は大学生であり、国民年金への任意加入対象者となるため、加入手続を行った時点からさかのぼって被保険者資格を取得することはできない。

加えて、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重国民年金 事案 527

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 10 月から 60 年 8 月までの期間及び 60 年 10 月から 61 年 11 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 10 月から 60 年 8 月まで
② 昭和 60 年 10 月から 61 年 11 月まで

申立期間については、私自身で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していた。今までも、厚生年金保険と国民年金の切替手続はきちんと行っているのを忘れるわけがない。領収書は無く、納付場所や納付した保険料額もはっきりと覚えていない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い。

また、申立人の国民年金の加入記録をみると、昭和 57 年 4 月に国民年金被保険者資格を取得した後、同年 10 月に資格を喪失しているが、申立人は、この時点で資格喪失手続を行った記憶は無いとしている一方、申立期間①後の 60 年 9 月の厚生年金保険の加入に伴う国民年金被保険者資格の喪失手続並びに申立期間②に係る国民年金被保険者資格の取得手続及び喪失手続の記憶も無く、申立期間当時の状況が不明である。

さらに、社会保険事務所及び申立人が当時居住していた町を調査しても、申立人が申立期間に国民年金に加入した形跡は無く、申立期間は未加入期間となっているため、国民年金保険料を納付することはできない。

加えて、申立人は、申立期間の保険料を納付した場所、納付金額等についての明確な記憶も無い上、ほかに申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの期間及び39年1月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和6年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ①昭和36年4月から37年3月まで
②昭和39年1月から同年9月まで

私は、申立期間①については留学中であり、申立期間②については病気により自宅で療養していたので、国民年金への加入手続及び国民年金保険料の納付は、父親が行ってくれていたはずである（申立期間以外については、自分で納付した。）。父親は亡くなっているため詳細について確認することはできない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の父親が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、それらを行ったとする申立人の父親は他界しているため、国民年金への加入手続及び保険料納付の状況が不明である。

また、申立期間当時の国民年金保険料の納付方法は印紙検認方式であり、保険料を現年度納付した場合、国民年金手帳の印紙検認記録欄に保険料を納付したことを示す検認印を押すこととされているが、申立人が所持している国民年金手帳には、申立期間について検認印は無く、保険料が現年度納付された形跡はみられない。

さらに、申立人は、申立人の父親が申立期間に係る申立人とその姉の国民年金保険料を併せて納付したと主張しているが、申立人の姉の保険料の納付状況をみると、申立期間①を含む昭和36年4月から37年6月までの期間及び申立期間②を含む39年1月から41年3月までの期間の保険料については

47年6月に特例納付されていることから、申立期間当時に納付された形跡は無い上、申立期間について、申立人の保険料が特例納付された形跡も無い。

加えて、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 7 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から同年 6 月まで
自治会納税組合に勧められて国民年金に加入したが、当時は、毎月又は 3 か月ごとに自治会納税組合に自宅に集金に来てもらい、妻が国民年金保険料を納付していたと思う。保険料は二人分を一緒に払っていたので、申立期間について、妻が納付済みなのに自分の分が未納になっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 36 年 7 月から 37 年 3 月までの国民年金保険料を納付したことが分かる領収書を所持しているが、同領収書によると、当該期間の保険料は 38 年 9 月 9 日に納付されていることから、この時点では、申立期間は時効により保険料を納付できなかったこととなる上、申立人が所持している国民年金手帳の 36 年 4 月から同年 6 月までの印紙検認記録欄においても、「時効消滅」の印が押されており、これらの状況は、市が保管している申立人の国民年金被保険者名簿の記録と一致している。

また、申立人は、国民年金保険料を申立人の妻と一緒に納付していたとしているが、申立人が所持している領収書によると、申立人の妻は昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月までの保険料を 38 年 6 月 11 日に納付していることから、申立人とは納付日が異なる上、ほかに申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重国民年金 事案 530

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月まで
22 歳のころ、市役所の職員に勧められ、国民年金に加入した。その当時の国民年金保険料は、150 円ぐらいだった。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 40 年 8 月に払い出されているが、その時点では、申立期間の一部は時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、申立期間について、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無い。

さらに、申立人は、国民年金への加入手続、加入年月等についての記憶が明確でない上、申立人が所持している 2 冊の国民年金手帳のうち、古い方の国民年金手帳には昭和 40 年 9 月 1 日発行と記載されていることから、この時期に国民年金への加入手続が行われたと考えるのが自然である。

加えて、申立人は、過去の保険料をまとめて納付した記憶は無いなど、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重国民年金 事案 531

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年10月まで

申立期間の国民年金保険料については、昭和45年10月に自宅において市役所の職員に夫が特例納付により納付した。その様子を隣で見ているので未納であることには納得いかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の夫が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和40年11月に夫婦連番で払い出されており、申立人夫婦共に38年11月まで^{そきゅう}遡及して国民年金被保険者資格を取得している。このため、申立人は、申立期間について申立人の夫が特例納付により国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立期間のほとんどが、申立人の夫が厚生年金保険の加入期間であるため任意加入対象期間となることから、^{そきゅう}遡及して国民年金に加入することはできず、申立期間は未加入期間であるため、特例納付はできない上、仮に、申立期間について、国民年金に任意加入していたとしても、制度上、任意加入期間は特例納付の対象とはならないことから、特例納付はできなかつたこととなる。

さらに、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号の払出時期から判断すると、申立人夫婦の国民年金保険料は、共に昭和38年11月まで^{そきゅう}遡及して納付されていることから、当該期間の保険料の納付を申立期間の特例納付と錯誤している可能性もある。

加えて、申立期間について、国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 7 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 7 月から 40 年 3 月まで

申立期間については、夫の病気のために夫婦共に国民年金保険料の免除申請を行い、承認された。時期は覚えていないが、夫の病気が良くなった時に免除されていた期間の保険料について追納を行った。保険料額は月 100 円で、夫婦で 2,000 円ぐらいを市役所の窓口へ納付した。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を追納したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人夫婦の国民年金保険料の納付状況をみると、申立人夫婦は申立期間以外に未納期間及び免除期間が同一期間あるが、申立人夫婦は共に同一日に、昭和 38 年 4 月から 48 年 3 月までの間にあった複数回の未納期間の保険料を、40 年、45 年及び 48 年に過年度納付しており、昭和 41 年度及び 48 年度から 51 年度までの免除期間の保険料を、50 年 6 月、51 年 11 月、52 年 5 月及び同年 7 月に追納していることから、時効期限の短い未納期間の保険料から納付を開始したものと考えられる。

さらに、申立人は、免除期間の追納を行った時期等について記憶が明確でなく、追納したとする保険料についても、申立期間の保険料を追納した場合の保険料額と相違している上、記録上、追納を初めて行ったことになっている昭和 50 年 6 月の時点では申立期間は追納可能である 10 年の期間を経過したことにより追納できなかったとも考えられる。

加えて、申立期間について、国民年金保険料を追納したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 7 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 7 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 7 月から 40 年 3 月まで

申立期間については、私の病気のために夫婦共に国民年金保険料の免除申請を行い、承認された。時期は覚えていないが、私の病気が良くなった時に、妻が免除されていた期間の保険料について追納を行った。保険料額は月 100 円で、夫婦で 2,000 円ぐらゐを市役所の窓口へ納付した。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の妻が国民年金保険料を追納したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人夫婦の国民年金保険料の納付状況をみると、申立人夫婦は申立期間以外に未納期間及び免除期間が同一期間あるが、申立人夫婦は共に同一日に、昭和 38 年 4 月から 48 年 3 月までの間にあった複数回の未納期間の保険料を、40 年、45 年及び 48 年に過年度納付しており、昭和 41 年度及び 48 年度から 51 年度までの免除期間の保険料を、50 年 6 月、51 年 11 月、52 年 5 月及び同年 7 月に追納していることから、時効期限の短い未納期間の保険料から納付を開始したものと考えられる。

さらに、申立人の妻は、免除期間の追納を行った時期等について記憶が明確でなく、追納したとする保険料についても、申立期間の保険料を追納した場合の保険料額と相違している上、記録上、追納を初めて行ったことになっている昭和 50 年 6 月の時点では申立期間は追納可能である 10 年の期間を経過したことにより追納できなかったとも考えられる。

加えて、申立期間について、国民年金保険料を追納したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重国民年金 事案 534

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 46 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 46 年 3 月まで

国民年金に加入した時期が遅かったため、集金人から満額の年金を受け取るためにはさかのぼって国民年金保険料を納付するように勧められた。国民年金手帳をもらった時に、集金人に夫婦二人分の保険料 10 数万円を納付した。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 50 年 12 月に夫婦連番で払い出されているが、社会保険事務所及び市の記録によると、同月に、申立人については 46 年 4 月から 50 年 12 月までの国民年金保険料が、申立人の夫については 45 年 4 月から 50 年 12 月までの国民年金保険料が第 2 回特例納付、過年度納付及び現年度納付により納付されていることが確認できる上、申立人から提出された 45 年から 56 年までの確定申告書の写しを確認したところ、50 年の確定申告書の社会保険料控除欄に記載された国民年金保険料の金額は、同年 12 月に申立人夫婦が納付した金額と一致しており、当該金額は、申立人が申立期間について納付したとしている金額と近似している。

また、上記確定申告書のうち、昭和 50 年以外の確定申告書には、申立期間の国民年金保険料を特例納付により納付した場合に相当する金額の記載は無い上、申立人が申立期間について納付したと記憶している金額は、申立期間について申立人夫婦二人分の保険料を特例納付した場合の保険料額と大きく相違していることから、申立人は、50 年 12 月に納付した保険料を申立期間

の保険料と錯誤している可能性も考えられる。

さらに、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立人夫婦は国民年金に加入したとみられる時点において、特例納付によらなければ年金受給権を取得できない状況であり、受給権を取得することを考慮に入れて特例納付月数を計算したと考えることも不自然ではない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 45 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 45 年 3 月まで

国民年金に加入した時期が遅かったため、集金人から満額の年金を受け取るためにはさかのぼって国民年金保険料を納付するように勧められた。国民年金手帳をもらった時に、妻が集金人に夫婦二人分の保険料 10 数万円を納付した。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 50 年 12 月に夫婦連番で払い出されているが、社会保険事務所及び市の記録によると、同月に、申立人については 45 年 4 月から 50 年 12 月までの国民年金保険料が、申立人の妻については 46 年 4 月から 50 年 12 月までの国民年金保険料が第 2 回特例納付、過年度納付及び現年度納付により納付されていることが確認できる上、申立人から提出された 45 年から 56 年までの確定申告書の写しを確認したところ、50 年の確定申告書の社会保険料控除欄に記載された国民年金保険料の金額は、同年 12 月に申立人夫婦が納付した金額と一致しており、当該金額は、申立人が申立期間について納付したとしている金額と近似している。

また、上記確定申告書のうち、昭和 50 年以外の確定申告書には、申立期間の国民年金保険料を特例納付により納付した場合に相当する金額の記載は無い上、申立人の妻が申立期間について納付したと記憶している金額は、申立期間について申立人夫婦二人分の保険料を特例納付した場合の保険料額と大きく相違していることから、申立人は、50 年 12 月に納付した保険料を申立

期間の保険料と錯誤している可能性も考えられる。

さらに、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立人夫婦は国民年金に加入したとみられる時点において、特例納付によらなければ年金受給権を取得できない状況であり、受給権を取得することを考慮に入れて特例納付月数を計算したと考えても不自然ではない。これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重厚生年金 事案 363

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 3 月 16 日から 42 年 3 月 16 日まで
② 昭和 42 年 3 月 22 日から 46 年 9 月 21 日まで

私の承諾無しに脱退手当金の請求手続が行われたため、主人と私で社会保険事務所に脱退手当金の返還に行った。社会保険事務所の職員に「脱退取消」、「年金継続」と被保険者証に記入してもらい復活したものだと思っていたが、後になって脱退手当金が支給されていると言われた。納得できないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金について、受領した後に社会保険事務所の窓口で返還したと主張しているが、申立人の脱退手当金の支給決定がなされた昭和 46 年 11 月の時点では、いったん受領した脱退手当金を直接社会保険事務所に返還することは、制度上認められておらず、脱退手当金の支給決定に不服がある場合は社会保険審査官に審査請求を行うこととされていた。

また、支給決定が行われた場合に請求人に対して送付される脱退手当金支給決定通知書には、支給決定に不服がある場合には審査請求を行うこととなっている旨が記載されていたため、仮に申立人が社会保険事務所の窓口で脱退手当金を返還しようとした場合、審査請求を行うように教示されるものと考えられるが、申立人は審査請求を行ったことは無いとしている上、社会保険事務局においても、申立人が審査請求を行った記録は残されていない。

さらに、社会保険事務局に照会したところ、審査請求により脱退手当金の支給決定を取り消した場合を除き、当時脱退手当金を返還することはできな

かったとの回答があったことを踏まえると、申立人が脱退手当金を返還したとは考え難い。

加えて、申立人は厚生年金保険被保険者証を所持していないため、同書類では確認できないものの、社会保険事務所が保管している申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されている。

また、申立人から聴取しても、脱退手当金を返還したと主張しているほかに脱退手当金を返還したことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年5月27日から同年7月1日まで
② 昭和24年8月31日から25年4月1日まで

私は、申立期間当時の給与明細書、源泉徴収票等の資料は所持していないが、昭和22年5月27日にA社に就職し、入社当初から厚生年金保険に加入していたはずであり、申立期間②についても、労働組合の専従員期間であったが、厚生年金保険に加入していたはずなので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持しているA社の退職金精算明細書により、申立人が申立期間①及び②にも同社で勤務していたことは確認できる。

しかし、申立期間①について、社会保険事務所が保管しているA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名は無く、記載内容に不合理な点は見られない。

また、申立人は、申立期間②において労働組合の専従員であったと供述しているが、A社に照会したところ、労働組合の専従員に同社から給与を支給したとは考えにくい旨の回答があった上、同社は、申立期間①及び②における申立人の勤務実態、厚生年金保険料の控除の状況については、当時の資料が残っておらず不明であるとしている。

さらに、申立人が記憶している同僚及びA社において申立人と同日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚に照会を試みたものの、いずれも他界又は連絡先不明であることなどから連絡が取れない上、同社において申立期間に在籍していた複数の同僚に照会したものの、当時の同社における厚生年金保険適用に係る取扱い等についての供述等は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 2 月から 35 年 8 月まで

社会保険庁が保管している厚生年金保険被保険者記録において、申立期間に勤務していたA社（昭和 33 年 7 月 24 日に法人化）に係る記録に漏れがあることに気付いた。社会保険事務所に照会したところ、申立期間は同社が厚生年金保険の適用事業所となる前の期間であるとの回答であった。

A社は私が初めて勤務した会社であり、当時の従業員は社長以下 10 人ほどで、私は営業職で取引先を回る仕事をしていた。初めての給料日に社会保険料等はすべて給料から天引きしていると言われ、給与明細書で確認した覚えがある。また、既に他界しているが、同僚にB氏及びC氏がいた。なお、当時の社長の妻に連絡を取れたが、昭和 59 年に廃業しており、申立期間当時の資料は残っていないとのことであった。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となった年月日は、昭和 41 年 3 月 9 日であり、申立期間については、同社は厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

また、申立人が記憶している同僚二人のA社における厚生年金保険被保険者記録をみても、一人は同社における記録が無く、記録が確認できた一人の資格取得日は昭和 41 年 3 月 9 日となっている。

さらに、A社は昭和 59 年 8 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、連絡先が分かった当時の役員に照会したところ、当時の資料は残っていないため不明であるとの回答があり、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 366

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年11月から38年2月まで

当時、親類の世話でA社に入社した。給与や厚生年金保険料のことはあまり詳細に聞かず会社に任せていた。同社では製造の仕事をしていた。社長はB氏、上司にC氏（社長の甥）がいた。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における申立人の上司及び同僚の供述により、勤務時期は特定できないものの、申立人が同社で勤務していたことは推認できる。

しかし、上記の上司及び申立期間にA社に在籍していた複数の同僚（上記の同僚を含む。）に照会したものの、当時の同社における厚生年金保険適用に係る取扱い等についての供述は得られなかった。

また、A社は昭和40年4月27日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当時の役員も他界しているため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、申立期間について、社会保険事務所が保管しているA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 367

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 1 月ごろから同年 12 月ごろまで
② 昭和 43 年 1 月ごろから同年 12 月ごろまで
③ 昭和 47 年 6 月から同年 12 月まで
④ 昭和 57 年から 58 年まで

申立期間①（A社）、②（B社（昭和 43 年 9 月 11 日に法人化してC社となり、現在はD社））、③（E社）及び④（F社）について厚生年金保険被保険者記録が無いとされている。しかし、どこの会社からかは覚えていないが、健康保険証をもらったことがあり、会社を退職する時、国民健康保険への切替えに係る手続の説明を受けた覚えもない。

申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社は平成 9 年 11 月 26 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているため、当時の事業主に照会したところ、その妻から、当時の資料は残っていないとの回答があり、申立人の申立期間①に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、申立期間①当時にA社に在籍していた複数の同僚に照会を試みたものの、いずれも連絡を取ることができなかったため、申立てに係る事実を確認できる供述等を得ることはできなかった。

さらに、申立期間①について、社会保険事務所に保管しているA社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

申立人の申立期間②に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてD社に照会したところ、当時の従業員は勤務して

おらず、資料も残っていないため不明であるとの回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、申立期間②当時にB社に在籍していた複数の同僚のうち連絡先が分かった者に照会したものの、申立てに係る事実を確認できる供述等を得ることはできなかった。

さらに、申立期間②について、社会保険事務所が保管しているB社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

申立期間③について、社会保険事務所の記録によると、E社が厚生年金保険の適用事業所となった年月日は、昭和51年3月1日であり、同社は厚生年金保険の適用事業所に該当していなかったことが確認できる。

また、社会保険事務所が保管しているE社の健康保険厚生年金保険被保険者原票について、資格取得日順に健康保険整理番号1番から32番までの被保険者の資格取得日を見ても、いずれも昭和51年3月1日以降となっている。

さらに、申立人の申立期間③に係る勤務実態、厚生年金保険料の控除の状況についてE社に照会したところ、当時の資料は残っていないため不明であるとの回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

加えて、E社が厚生年金保険の適用事業所となった時に同社に在籍していた複数の同僚のうち連絡先が分かった者に照会したものの、申立てに係る事実を確認できる供述等を得ることはできなかった。

申立期間④について、社会保険事務所の記録によると、F社が厚生年金保険の適用事業所となった年月日は、昭和63年12月1日であり、同社は厚生年金保険の適用事業所に該当していなかったことが確認できる。

また、社会保険庁の記録によると、F社において厚生年金保険被保険者であった者の資格取得日は、すべて昭和63年12月1日以降となっている。

さらに、F社は既に廃業しているが、連絡先が分かった当時の同社の事務担当者に照会したところ、「申立期間④において、F社は厚生年金保険の適用事業所ではなかったため、厚生年金保険料の控除は行っていなかった。」との回答があった。

加えて、F社が厚生年金保険の適用事業所となったころに同社に在籍していた複数の同僚のうち連絡先が分かった者に照会したものの、申立てに係る事実を確認できる供述を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。